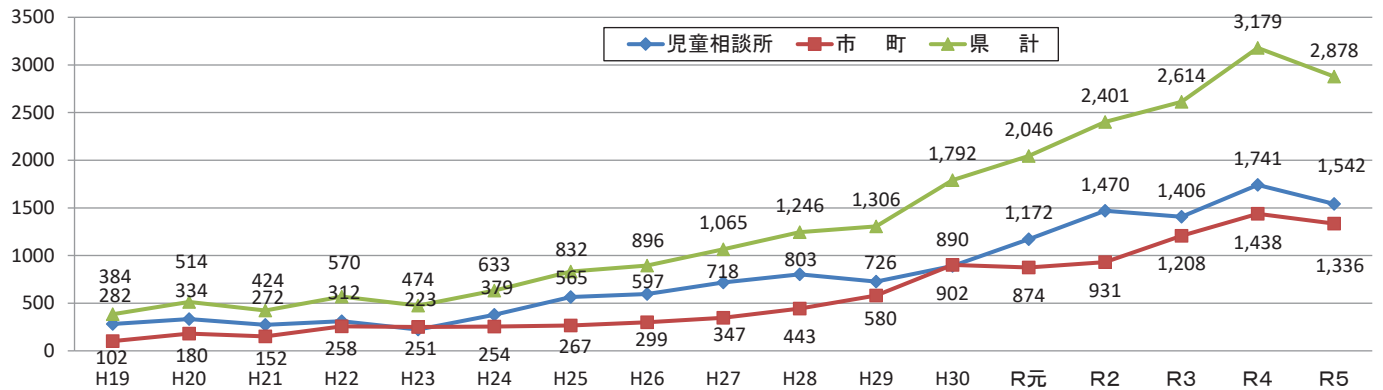


- 令和5年度における県内3か所の児童相談所の児童虐待相談対応件数は1,542件。昨年度の1,741件から199件減少(▲11.43%)。
- 児童虐待への社会的関心の高まりを背景に依然高い水準にある。また、児童の面前での配偶者への暴力事案に係る警察からの通告が近年増加。
- 市町が単独で対応した案件を含めた県全体の件数は2,878件。昨年度の3,179件から301件減少(▲9.47%)した。

1. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
児童相談所	282	334	272	312	223	379	565	597	718	803	726	890	1,172	1,470	1,406	1,741	1,542
市 町	102	180	152	258	251	254	267	299	347	443	580	902	874	931	1,208	1,438	1,336
県 計	384	514	424	570	474	633	832	896	1,065	1,246	1,306	1,792	2,046	2,401	2,614	3,179	2,878

全国	40,639	42,664	44,211	※56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
----	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

※平成22年度の数値は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

2. 児童相談所別の相談件数

	福祉総合支援センター	東予子ども・女性支援センター	南予子ども・女性支援センター	合 計
平成30年度	516 (58.0%)	277 (31.1%)	97 (10.9%)	890 (100.0%)
令和元年度	749 (63.9%)	302 (25.8%)	121 (10.3%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	989 (67.3%)	376 (25.6%)	105 (7.1%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	970 (69.0%)	303 (21.5%)	133 (9.5%)	1,406 (100.0%)
令和4年度	1246 (71.6%)	399 (22.9%)	96 (5.5%)	1,741 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	1013 (65.7%) (▲233)	342 (22.2%) (▲57)	187 (12.1%) (+91)	1,542 (100.0%) (▲199)

3. 児童相談所での相談内容別件数

【児童虐待の種別】

身体的虐待	殴る。蹴る。投げ落とす。激しく揺さぶる。火傷を負わせる。溺れさせる。首を絞める。縄などにより一室に拘束する。など
ネグレクト	家に閉じ込める。食事を与えない。ひどく不潔にする。自動車の中に放置する。重い病気になっても病院に連れて行かない。など
性的虐待	子どもへの性的行為。性的行為を見せる。性器を触る又は触らせる。ポルノグラフィーの被写体にする。など
心理的虐待	言葉による脅し。無視。兄弟間での差別的扱い。子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)。など

【相談内容別件数の推移】

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成30年度	267 (30.0%)	159 (17.9%)	15 (1.7%)	449 (50.4%)	890 (100.0%)
令和元年度	336 (28.7%)	185 (15.8%)	20 (1.7%)	631 (53.8%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	338 (23.0%)	253 (17.2%)	17 (1.2%)	862 (58.6%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	319 (22.7%)	224 (15.9%)	24 (1.7%)	839 (59.7%)	1,406 (100.0%)
令和4年度	447 (25.7%)	241 (13.8%)	23 (1.3%)	1,030 (59.2%)	1,741 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	374 (24.3%) (▲73)	210 (13.6%) (▲31)	14 (0.9%) (▲9)	944 (61.2%) (▲86)	1,542 (100.0%) (▲199)

4. 相談経路別件数

	家族	親戚	近隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	合 計
平成30年度	63 (7.1%)	9 (1.0%)	158 (17.8%)	9 (1.0%)	61 (6.9%)	3 (0.3%)	1 (0.1%)	23 (2.6%)	9 (1.0%)	431 (48.4%)	80 (9.0%)	43 (4.8%)	890 (100.0%)
令和元年度	57 (4.9%)	16 (1.4%)	212 (18.1%)	6 (0.5%)	50 (4.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	24 (2.0%)	4 (0.3%)	589 (50.3%)	99 (8.4%)	113 (9.6%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	50 (3.4%)	24 (1.6%)	231 (15.7%)	9 (0.6%)	68 (4.6%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	26 (1.8%)	19 (1.3%)	849 (57.7%)	104 (7.1%)	88 (6.0%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	54 (3.9%)	48 (3.4%)	196 (14.0%)	13 (0.9%)	80 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23 (1.6%)	15 (1.1%)	799 (56.8%)	113 (8.0%)	65 (4.6%)	1,406 (100.0%)
令和4年度	51 (2.9%)	24 (1.4%)	187 (10.8%)	11 (0.6%)	128 (7.4%)	6 (0.3%)	0 (0.0%)	25 (1.4%)	18 (1.0%)	1,145 (65.8%)	89 (5.1%)	57 (3.3%)	1,741 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	46 (▲5)	31 (+7)	146 (▲41)	13 (+2)	72 (▲56)	0 (▲6)	0 (±0)	24 (▲1)	20 (+2)	1,023 (▲122)	97 (+8)	70 (+13)	1,542 (▲199)

5. 被虐待児の年齢別件数

	0～2歳	3～5歳 (学齢前)	0～5歳計	6～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生等)	合 計
平成30年度	188 (21.1%)	183 (20.6%)	371 (41.7%)	361 (40.6%)	118 (13.2%)	40 (4.5%)	890 (100.0%)
令和元年度	247 (21.1%)	215 (18.3%)	462 (39.4%)	501 (42.7%)	159 (13.6%)	50 (4.3%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	288 (19.6%)	283 (19.2%)	571 (38.8%)	588 (40.0%)	204 (13.9%)	107 (7.3%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	284 (20.2%)	296 (21.0%)	580 (41.2%)	559 (39.8%)	193 (13.7%)	74 (5.3%)	1,406 (100.0%)
令和4年度	360 (20.7%)	341 (19.6%)	701 (40.3%)	716 (41.1%)	221 (12.7%)	103 (5.9%)	1,741 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	282 (18.3%) (▲78)	311 (20.2%) (▲30)	593 (38.5%) (▲108)	590 (38.3%) (▲126)	252 (16.3%) (+31)	107 (6.9%) (+4)	1,542 (100.0%) (▲199)

6. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合 計
平成30年度	365 (41.0%)	56 (6.3%)	416 (46.7%)	6 (0.7%)	47 (5.3%)	890 (100.0%)
令和元年度	477 (40.7%)	91 (7.8%)	522 (44.5%)	11 (0.9%)	71 (6.1%)	1,172 (100.0%)
令和2年度	565 (38.4%)	117 (8.0%)	708 (48.2%)	15 (1.0%)	65 (4.4%)	1,470 (100.0%)
令和3年度	558 (39.7%)	114 (8.1%)	654 (46.5%)	7 (0.5%)	73 (5.2%)	1,406 (100.0%)
令和4年度	727 (41.7%)	94 (5.4%)	803 (46.2%)	11 (0.6%)	106 (6.1%)	1,741 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	674 (43.7%) (▲53)	75 (4.9%) (▲19)	737 (47.8%) (▲66)	5 (0.3%) (▲6)	51 (3.3%) (▲55)	1,542 (100.0%) (▲199)

7. 対応状況

	施設等 入所措置	継続指導 等	その他	合 計	一時保護 (委託含む)
平成30年度	53 (6.0%)	819 (92.0%)	18 (2.0%)	890 (100.0%)	157 (13.4%)
令和元年度	28 (2.4%)	1,122 (95.7%)	22 (1.9%)	1,172 (100.0%)	173 (11.8%)
令和2年度	44 (3.0%)	1,417 (96.4%)	9 (0.6%)	1,470 (100.0%)	249 (17.7%)
令和3年度	40 (2.9%)	1,357 (96.5%)	9 (0.6%)	1,406 (100.0%)	254 (18.1%)
令和4年度	25 (1.4%)	1,697 (97.5%)	19 (1.1%)	1,741 (100.0%)	159 (9.1%)
令和5年度 (4⇒5増減)	27 (1.7%) (+2)	1,509 (97.9%) (▲188)	6 (0.4%) (▲13)	1,542 (100.0%) (▲199)	153 (9.9%) (▲6)

県内市町における児童虐待相談対応の状況

1. 令和5年度市町別の児童虐待相談対応状況

	松山市	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	西園中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町	松前町	砥部町	内子町	伊方町	鬼北町	松野町	愛南町	合計	
児童虐待相談	1,233	90	49	14	70	51	19	10	3	2	25	0	5	24	16	2	4	1	1	13	1,632	
相談経路	児童相談所	42	10	19	1	7	11	3	2	0	1	8	0	0	0	1	0	0	0	1	5	111
	児童相談所以外	1,191	80	30	13	63	40	16	8	3	1	17	0	5	24	15	2	4	1	0	8	1,521
市町単独対応件数	1,161	29	16	3	63	40	2	7	0	0	9	0	2	2	0	2	0	0	0	0	1,336	
(参 考)	令和4年度	1,272	37	5	8	59	25	8	5	6	0	2	0	2	6	0	0	0	0	3	0	1,438
	令和3年度	1072	47	2	7	0	42	13	0	4	0	1	0	4	9	4	0	1	0	0	2	1,208
	令和2年度	821	62	2	6	2	14	10	2	5	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	931
	令和元年度	750	52	0	12	22	14	7	2	1	1	6	0	3	3	1	0	0	0	0	0	874
	平成30年度	764	48	3	16	19	10	3	9	0	3	0	0	4	18	4	0	0	0	0	1	902

2. 児童相談所管内別の相談対応件数

	福祉総合支援センター	東予子ども・女性支援センター	南予子ども・女性支援センター	合 計
平成30年度	866 (96.0%)	29 (3.2%)	7 (0.8%)	902 (100.0%)
令和元年度	836 (95.7%)	37 (4.2%)	1 (0.1%)	874 (100.0%)
令和2年度	905 (97.2%)	21 (2.3%)	5 (0.5%)	931 (100.0%)
令和3年度	1,158 (95.9%)	46 (3.8%)	4 (0.3%)	1,208 (100.0%)
令和4年度	1,340 (93.2%)	90 (6.2%)	8 (0.6%)	1,438 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	1,217 (91.1%) (▲123) (▲2.0p)	103 (7.7%) (+13) (+1.5p)	16 (1.2%) (+8) (+0.6p)	1,336 (100.0%) (▲102)

3. 内容別の相談対応件数

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成30年度	281 (31.1%)	191 (21.2%)	1 (0.1%)	429 (47.6%)	902 (100.0%)
令和元年度	289 (33.1%)	135 (15.4%)	1 (0.1%)	449 (51.4%)	874 (100.0%)
令和2年度	298 (32.0%)	158 (17.0%)	2 (0.2%)	473 (50.8%)	931 (100.0%)
令和3年度	338 (28.0%)	190 (15.7%)	3 (0.3%)	677 (56.0%)	1,208 (100.0%)
令和4年度	390 (27.1%)	244 (17.0%)	15 (1.0%)	789 (54.9%)	1,438 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	364 (27.2%) (▲26) (+0.1p)	297 (22.2%) (+53) (+5.3p)	0 (0.0%) (▲15) (▲1.1p)	675 (50.6%) (▲114) (▲4.3p)	1,336 (100.0%) (▲102)

4. 被虐待児童の年齢別件数

	0～2歳	3～5歳(学齢前)	0～5歳計	6～12歳 (小学生)	13～15歳 (中学生)	16～18歳 (高校生等)	合 計
平成30年度	250 (27.7%)	278 (30.8%)	528 (58.5%)	270 (30.0%)	65 (7.2%)	39 (4.3%)	902 (100.0%)
令和元年度	214 (24.5%)	235 (26.9%)	449 (51.4%)	303 (34.7%)	92 (10.5%)	30 (3.4%)	874 (100.0%)
令和2年度	201 (21.6%)	276 (29.7%)	477 (51.3%)	314 (33.7%)	99 (10.6%)	41 (4.4%)	931 (100.0%)
令和3年度	274 (22.7%)	342 (28.3%)	616 (51.0%)	407 (33.7%)	146 (12.1%)	39 (3.2%)	1208 (100.0%)
令和4年度	375 (26.1%)	306 (21.3%)	681 (47.4%)	559 (38.9%)	138 (9.6%)	60 (4.1%)	1,438 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	328 (24.6%) (▲47)	293 (21.9%) (▲13)	621 (46.5%) (▲60)	526 (39.4%) (▲33)	137 (10.3%) (▲1)	52 (3.9%) (▲8)	1,336 (100.0%) (▲102)

5. 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	合計
平成30年度	223 (24.7%)	37 (4.1%)	592 (65.7%)	1 (0.1%)	49 (5.4%)	902 (100.0%)
令和元年度	285 (32.6%)	31 (3.6%)	500 (57.2%)	3 (0.3%)	55 (6.3%)	874 (100.0%)
令和2年度	247 (26.5%)	51 (5.5%)	551 (59.2%)	4 (0.4%)	78 (8.4%)	931 (100.0%)
令和3年度	368 (30.5%)	74 (6.1%)	684 (56.6%)	5 (0.4%)	77 (6.4%)	1208 (100.0%)
令和4年度	462 (32.1%)	84 (5.8%)	765 (53.2%)	5 (0.4%)	122 (8.5%)	1,438 (100.0%)
令和5年度 (4⇒5増減)	440 (32.9%) (▲22)	69 (5.2%) (▲15)	750 (56.1%) (▲15)	6 (0.5%) (+1)	71 (5.3%) (▲51)	1,336 (100.0%) (▲102)

令和 5 年度被措置児童等虐待の状況について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定に基づき、令和 5 年度の愛媛県における被措置児童等虐待の状況について、次のとおり公表します。

【子育て支援課所管分】

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
6 件	1 件	7 件	1 件	6 件	一件

2 被措置児童等虐待の状況

(1) 被害児童等の性別

男子	女子
1 名	一名

(2) 被害児童等の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生年代
一名	一名	一名	1 名

(3) 虐待の類型

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1 件	一件	一件	一件

(4) 施設種別

社会的養護関係施設	障害児施設等	里親等	一時保護施設等
一件	一件	1 件	一件

(5) 加害者の職種

里親
1 件

(6) 県が講じた措置

口頭による指導	一件
文書による指導（再発防止のための報告書類の提出）	1 件
事業の停止	一件

【障がい福祉課所管分】

1 虐待案件受理の状況

受理件数			内訳		
新規	継続	計	虐待該当	非該当	調査継続
2 件	一件	2 件	1 件	1 件	一件

2 被措置児童等虐待の状況

(1) 被害児童等の性別

男子	女子
1 名	一名

(2) 被害児童等の年齢層

乳幼児	小学生	中学生	高校生年代
一名	一名	1 名	一名

別紙 3**(3) 虐待の類型**

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1 件	一件	一件	一件

(4) 施設種別

社会的養護関係施設	障害児施設等	里親等	一時保護施設等
一件	1 件	一件	一件

(5) 加害者の職種

施設職員
1 件

(6) 県が講じた措置

口頭による指導	一件
文書による指導（再発防止のための報告書類の提出）	1 件
事業の停止	一件

児童福祉法

第 33 条の 16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第 36 条の 30 法第 33 条の 16 の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げる被措置児童等虐待があった施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種類
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 障害児入所施設等及び指定発達支援医療機関 障害児施設等
 - 二 法第 12 条の 4 に規定する児童を一時保護する施設又は法第 33 条第 1 若しくは第 2 項の委託を受けて一時保護を行う者 一時保護施設等
- 2 被措置児童等虐待を行った施設職員等の種類